

会議録

1 会議の名称 令和5年度第1回佐賀県障害者差別解消支援地域協議会

2 開催日時 令和5年4月17日(月) 13:30～15:30

3 開催場所 グランデはがくれ ハーモニーホール

4 出席者 <<委員>>

別紙委員名簿のとおり

<<事務局>>

健康福祉部：實松部長

障害福祉課：黒田課長、副島副課長、浦塚係長、中山主事

- 5 議題
- ・ 障害者差別解消法について
 - ・ 障害者理解啓発について
 - ・ 佐賀県障害者差別解消支援地域協議会の進め方について
 - ・ 佐賀県障害者差別解消条例の改正案について

6 会議録

(議長)

それでは本日の議題について、「(1) 障害者差別解消法について」から「(3) 佐賀県障害者差別解消支援地域協議会の進め方について」まで事務局から報告

事項でございます。それから（４）佐賀県障害者差別解消条例の改正案について、これは議案となっておりますが、（１）から（４）までを通して事務局から御説明をいただきます。そして全体の説明をお聞きした後で質疑を行いたいと思います。その後に（４）佐賀県障害者差別解消条例の改正案について議決をとりたいと思います。

それでは事務局からの説明をお願いします。

（事務局）

それでは事務局から説明をさせていただきます。

説明につきましては、お手元の資料または前のスクリーンの方でも表示をしておりますので、どうぞよろしくをお願いします。それではまず議題の（１）障害者差別解消法について説明をさせていただきます。すみません、座って説明をさせていただきます。

障害者差別解消法の概要ということで、法の制定の背景や経過などについて少し説明をさせていただきます。平成１８年に国連で「障害者の権利に関する条約」が採択をされ、日本は翌年の平成１９年に権利条約に署名をして以降、この条約の締結に向けた国内法制度の整備などの取組が進められてきました。

その一環といたしまして、全ての国民が、障害のあるなしによって分け隔てら

れることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定をされ、平成28年4月1日から施行されました。そして、令和3年6月にこの法律が改正され、来年令和6年4月1日に施行されることとなっております。

次のスライドですが、先ほど申しました令和3年6月に法律が改正されておりますが、法律の改正のポイントについて説明をさせていただきます。

令和3年6月に改正、令和6年4月に施行されますこの改正法の最大のポイントは、先の部長からの挨拶でも申し上げましたとおり、これまで行政機関等は義務、事業者は努力義務とされていた社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮、いわゆる「合理的配慮」が、事業者にも義務化をされることです。

その他の改正点といたしましては、国及び地方公共団体の連携協力や、相談に対応する人材の育成及び確保の責務について明確化がされるなど、障害を理由とする差別を解消するための支援措置が強化をされました。

次のスライドです。

改正前の法律では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」につきましては、

行政機関、民間事業者ともに「禁止」、それから「障害者への合理的配慮」につきましても、先ほど申し上げましたとおり、行政機関は義務、民間事業者は努力義務となっていました。

これが令和6年4月の改正法施行後は、「障害者への合理的配慮」について、民間事業者も「義務」となります。

「不当な差別的取扱いの禁止」につきましても、例えば、「正当な理由なく、障害を理由として施設利用やお店への入店を拒否する」といったことはダメだと、というようなことがイメージが湧きやすいかと思います。

一方で、「合理的配慮」についてですが、簡潔に申しますと、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものということとなっております。

この合理的配慮の提供の例としましては、資料の方のイラストにもございますが、例えば目や耳が不自由な方に、筆談や読み上げなどを行うこと、車椅子利用者の方に、高いところにある商品などを取って渡すこと、本人が希望される方法で丁寧にわかりやすい説明を行うことなど、障害のある人も同じように生活をするために必要な手助けをすることでございます。

次のスライドです。

次に、この法律に基づいて「国の基本方針」の変更ポイントについてご説明い

たします。

国におきましては、改正法の円滑な施行に向けて、政府全体の方針となる基本方針の改定が、先月になりますが、令和5年3月14日に閣議決定をされました。

この改定後の基本方針のポイントをいくつか紹介いたしますと、社会的障壁を解消するための手段、例えば、車椅子、補助犬、介助者の付添いなど、こういったことを理由として行われる不当な差別的扱いも、障害を理由とする不当な差別的扱いに該当するということが明記をされております。

また「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」に関する例の記載をされております。そのほか、行政機関及び事業者と、障害がある人の双方の「建設的対話」それと「相互理解」の重要性を明記されております。また、国、地方公共団体による相談及び紛争防止のための体制整備を記載すること、こういったことが変更のポイントとなっています。

次のスライドです。

障害者差別解消に関する県の条例について、御説明をさせていただきます。

佐賀県では、障害者団体や自治会、企業、大学の関係者や、弁護士、医師の方など様々な方からの御意見をお聞きしたうえで、「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」案を平成30年9月の県議会に提案をし、同議会での可決を経て、平成30年9月26日に公布・施行をしております。

す。

この県の条例では、「人にはみんな違いがあり、世界で一つのその人らしさがある。」、「障害のある人の想いに寄り添い、日常生活や社会生活の不便さや困難さに気づき、その解消に努めることは、障害のある人の社会参加のみならず、誰もが暮らしやすい地域社会づくりにつながっていく」など、佐賀県民の想いを込めた条例となっております。

法に定める「国民の責務」の範囲内におきまして、県民や地域コミュニティなどの努力義務を分かりやすく定めている条例となっております。

障害のある人もない人も、全ての県民が「できることから始めよう」と思える内容となっており、障害者差別解消のための取組の「羅針盤」として、位置づけてもらえればと考えているところでございます。

次の資料ですが、この県の条例の全体概要について記載をしております。

条例の冒頭の前語り部分になりますが、こちらでは先ほど紹介しました「この条例に込めた想い」を記載しております。

そのあと第1条から第2条は「目的、定義」、第3条には基本理念、この基本理念といたしまして、3点、一つ目がすべての県民が、互いにその人らしさを認め合い、交流し、支え合うこと、二つ目に、すべての県民が、地域社会の誰もが地域活動などに参加しやすい環境をつくること、三つ目に、すべての県民が、そ

それぞれの立場でできる配慮や支援をすること、といったことを掲げております。

第4条から第6条には、県民の役割、地域コミュニティの役割、事業者の役割、第7条から第8条では、障害のある人からの意思の表明とその対応、配慮や支援、第9条から第12条では、県の責務、相談や紛争の防止などのための体制の整備、それから佐賀県障害者月間、市町との連携、第13条には、財政上の措置を規定しています。

なお、先ほど申しました佐賀県障害者月間でございますけれども、御承知のとおり障害者基本法では12月3日から12月9日を障害者週間ということで規定をされておりますけれども、県の条例ではこの障害者週間を含みます11月15日から12月14日までを佐賀県障害者月間ということで県民の皆さんが障害者の方々について一緒に考えていく期間としているところでございます。

次の資料でございます。

最後に、障害者の権利擁護に関する最近の動きを紹介いたします。

令和4年8月に、日本は初めて、障害者権利条約に関する国連からの審査を受け、翌月9月9日に国連の総括所見がまとめられました。

これによりますと、「民間企業にも合理的配慮を義務付け」たことや「アクセシビリティの基準を整備」したことなど、日本は他国と比べて評価された点が多かった一方で、「施設から地域への移行」、「精神科病院の強制入院」、障害のある

子もない子どもともに学ぶ「インクルーシブ教育」などについて、改善勧告があったところでございます。

佐賀県では、障害者差別解消法の改正を踏まえ、県条例の改正を行う予定としております。この点につきましては、後ほど、議事の4番目で御説明をさせていただきます。

引き続き、障害者に関する様々な動きを踏まえながら、本協議会の皆様と一緒に障害者差別解消の推進に取り組んでいきたいと考えておりますので、今後とも皆様の御理解 御協力を何卒よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

(事務局)

続きまして、議題(2)「障害者理解啓発」について、御説明させていただきます。

平成25年の障害者差別解消法の成立後、障害者団体や支援団体などと意見交換を行わせていただきまして、そこで「まずは、県民に法の趣旨の普及啓発に取り組んでほしい」といった御意見を多くいただきました。県では、県民のみなさまへの理解啓発といたしまして、出前講座の開催、これまで約240回開催しており8,400人以上受講いただいております。

また、啓発用ハンドブック・DVDを作成し、民間事業所・小中高校等へ配布しております。また、障害当事者やその御家族、事業者などのニーズ調査の実施、それから、県の障害福祉課に専任の相談員を配置しております。また、取組の成果と書いておりますが、県における障害者差別解消法の認知度については、約30%前後で推移しております。

次のスライドをご覧ください。

平成30年9月に県条例「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」を制定し、その後「出前カタリバ」を実施してまいりました。

これは、条例で役割を例示した地域コミュニティへ、県職員が出向き、条例の基本理念や役割などをお伝えするものでございます。

また、障害のある方へのハード面の配慮の「一つのモデル」といたしまして、県庁新館展望ホール「SAGA360」に電光掲示板を設定しております。その他にも、障害のあるなしにかかわらず、様々な方の交流を楽しんでいただく機会といたしまして、「みんなでゆるスポチャレンジ inSAGA」を開催しました。写真でお示ししておりますのは、左から「イモムシラグビー」「コツコツ！点字リレー」「オシリウスの塔」というそれぞれのレクリエーションになっております。

その次のスライドをお願いします。

次に、「県の課外授業について」御説明いたします。

これは、今後、社会との関わりの中で障害者と接する機会が増加する小学生・中学生・高校生・専修学校生に対しまして、障害者について考える機会を作り、障害者に対する理解の促進を図ることを目的に実施しているものでございます。

始めた当初は、高校生のみを対象としておりましたが、平成23年度から中学生も対象とすることで実績が増加しております。なお、ここ数年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校からのキャンセル等が続いたこともあり、実績が伸び悩んでおりますが、これからまた多くの学校で課外授業が実施できるよう働きかけを行ってまいりたいと思っております。

次のスライドをお願いいたします。

課外授業の実際の講演内容について御報告いたします。

講演内容では、障害全般について、内部障害、視覚障害、聴覚障害、高次脳機能障害などといった障害種別について、それから、障害者類似体験、車椅子体験などを行っております。

令和4年度は、アトランタパラリンピック 金メダリストのマラソンランナ

一柳川 春己（やながわ はるみ）さん、シドニーパラリンピック 銅メダリストで元車いすバスケットボール女子日本代表 八島 京子（やしま きょうこ）さんを講師にお招きし、パラリンピックのお話や、パラスポーツ競技体験などを行っていただきました。

次のページをお願いいたします。

先ほどの説明にもございましたが、佐賀県障害者月間について御説明させていただきます。

毎年11月15日から12月14日までの1か月間を「障害者月間」と定め、障害者への理解促進を図っています。この障害者月間にあわせて様々なイベントを行い、理解啓発を行っておりますけれども、令和4年度は、有田町にて、障害のある方と一緒に、有田焼の楽器「碗琴」の碗を叩いて、音を探すワークショップというものと、碗琴のフレームと、ベンチをペイントするワークショップを実施いたしました。完成したアートベンチと碗琴については、佐賀駅と上有田駅に設置しております。

次のページをお願いいたします。

次にヘルプマーク・ヘルプカードの普及について御説明いたします。

佐賀県では平成30年7月から、必要な方へヘルプカード・ヘルプマークの配布を開始しております。このヘルプマークとヘルプカードの対象となる方は、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、また妊娠初期の方など、外見からは、援助や配慮を必要としていることが分かりづらい方です。また、ヘルプマークの取得には、障害者手帳や医師の診断書等は必要ございません。佐賀県では、我々県障害福祉課、各保健福祉事務所、県難病相談支援センター、それから県内の市町の窓口、地域生活リハビリセンターのほか、令和4年5月31日からはJR佐賀駅にご協力いただきましてみどりの窓口（ヘルプマークのみ）でも交付を開始しております。ヘルプマーク、ヘルプカードをお持ちの方を見かけられた際には、電車・バスの中などで、席をお譲りするなど思いやりのある行動をお願いいたします。

次のページをお願いします。

議題（3）「本協議会の進め方」について、御説明させていただきます。

議題（1）障害者差別解消法から先ほど御説明いたしました障害者理解啓発そしてこの議題（3）佐賀県障害者差別解消支援地域協議会の進め方に、この後説明いたします、佐賀県障害者差別解消条例の改正案について御審議いただきまして、9月の県議会で条例改正の提案をしたいと考えております。その後、10月

にもう一度この会を、皆さまにお集まりいただきまして、2回目として協議会を開催したいと思います。2回目の協議会では、9月の県議会の御報告をさせていただく予定としております。

また、みなさまから合理的配慮の事例等を集めたハンドブックを作成する予定としておりまして、これは今回義務化されます事業者の皆さまに配布するものですけれども、こちらに関しましては、今年度前半で我々事務局のほうで個別に皆さまに御意見を伺うためのヒアリングをこの後実施させていただきたいと考えております。そして、ヒアリングでいただいた御意見をもとにハンドブックのたたき版を作成いたしまして、同じく10月の協議会でお諮りしたいと考えております。

おおまかにこういった流れで予定しているんですけども、令和5年度は4月と10月の2回、協議会を開催いたしまして、令和6年度以降につきましては、合理的配慮の事例共有を目的として、年1回程度開催していく予定でございます。

議題3については以上でございます。

(議長)

はい、ありがとうございます。

つづけて、議題（４）「佐賀県障害者差別解消条例の改正案」についての御説明をお願いいたします。

（事務局）

それでは、最後に、議題（４）「佐賀県障害者差別解消条例の改正案」について、御説明させていただきたいと思います。資料をお手元に御準備をお願いいたします。

正面のスクリーンにも表示しております同じ資料で御説明させていただきたいと思います。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が、先ほどから御案内しますとおり、令和３年６月に改正されまして、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、努力義務から法的義務とされたため、県条例について該当する箇所を改正するものでございます。今年度９月の県議会へ提案し、半年間の周知期間を経まして、改正法の施行日と同じく、令和６年４月１日から施行したいと考えております。

次のスライドをお願いいたします。

条例改正に期待される効果といたしましては、条例改正に伴いまして、県とし

てより一層事業者の皆さま、そして広く県民の皆さまにも理解啓発の働きかけを行うことによりまして、障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図ることにより、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら強制する社会の実現につながることを期待されます。

関係法令は、お示ししているように「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、障害者差別解消法第8条第2項でございます。読み上げますと、「事業者は、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。」とございます。

条例改正のスケジュールといたしましては、資料上は「6月県議会説明、9月県議会提案」としてありますが、ここ数日の庁内の内部調整により県議会への説明につきましては、9月県議会への提案のみの予定としております。

また、本日この後お示しする条例の改正案につきましては、この後、9月の県議会への提案に向けて、県の法制担当と内部調整を行いますので、若干の文言の修正が入る可能性もございます。予め御了承いただきますようお願いいたします。

それでは次のスライドをお願いいたします。

続きまして、県条例の改正案につきまして、法律の改正箇所と比較して御説明

させていただきます。

左側の囲みでお示ししておりますのが障害者差別解消法の改正箇所、右側の囲みでお示ししておりますのが障害者差別解消条例の改正案でございます。

下線部が改正箇所でございますが、まず、左側、障害者差別解消法では第一章（総則）の第3条（国及び地方公共団体の責務）に第2項が追加されております。

こちらの内容を読み上げますと、「国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。」となっております。

こちらの内容につきましては、県条例にもともと規定のない内容ですので、右側の県条例の枠の中は空白としております。

次にその下、左側の法律の改正箇所は、第二章（障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針）の第6条に第4項が追加されております。

こちらの内容も読み上げますと、「国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項」となっております。こちらの内容につきましても、県条例に規定がございませんので、右側の県条例の枠には空白としております。

次に、このページの一番下、左側、法律の改正箇所についてですが、第8条（障

害者における障害を理由とする差別の禁止)の第2項でございます。こちらが今回の改正で最も大きなポイントとなる合理的配慮の提供の義務化というところでございます。読み上げますと、「事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」となっております。

こちらの内容については、右側の県条例の枠の中を御覧いただきたいのですが、第6条(事業者の役割)の第2項に、現行では「事業者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条第2項に定める取組を適正で合理的なものとして行うよう努めるものとする。」とございますので、最後の文言を「合理的なものとして行わなければならない。」とする改正案をお示ししております。

次のページをお願いいたします。

次に、左側の法律の改正箇所ですが、第四章(障害を理由とする差別を解消するための支援措置)の第14条(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)に文言が追加されております。

読み上げますと、「国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう「人材の育成及び確保のための措置その他の」必要な体制の整備を図るものとする。」となっております。追加されたのは下線を引いております「人材の育成及び確保のための措置その他の」という文言でございます。

こちらの内容につきまして、右側の県条例では第10条（相談や紛争の防止などのための体制の整備）に、現行では、「県は、障害のある人やその家族、福祉サービスを提供する事業所などの関係者からの相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止や解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。」とございますので、法律で追加された文言と同じもの「人材の育成や確保のための措置その他の」という文言を追加した改正案をお示ししております。

最後にその下、左側から申し上げますと、法律の改正箇所といたしまして、第16条（情報の収集、整理及び提供）に第2項が追加されております。

読み上げますと、「地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。」となっ

でございます。

こちらの内容につきまして、右側の囲み、県条例では、第12条（市町との連携）の第2項に「県は、市町が障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組を行おうとするときは、情報の提供など必要な支援を行うものとする。」とございまして、既に法改正の内容を包含するものとなってございますので、現行どおりとさせていただきたいと考えております。

以上をもちまして、議題の4までの県の障害者差別解消条例の改正案について御説明を終わります。

（議長）

はい、ありがとうございました。

今日の議事1から4までの説明をしていただきました。

4の佐賀県障害者差別解消条例の改正案については、あとで議決をとりたいと思うわけですが、その前に今回の改正の背景についての理解を深めておきたいと思います。議事の1番目2番目3番目まで、障害者差別解消法について、それから県が行っている障害者理解の啓発の取組について、それから今回の条例改正に伴って、この障害者差別解消支援地域協議会の進め方について、ここまですべて何かお気づきのことあれば、御質問・御意見何でも結構ですので、御発言を

いただきたいと思います。

どなたでも結構ですので、御発言をお願いしたいと思います。議事録のことを先ほどおっしゃってございましたけども、発言についてはマイクを使って御発言をいただきたいと思います。

(A 委員)

意見を述べさせてもらうための前提の確認をしてから、意見を述べさせていただきます。

こちらの資料でお示しいただいているところの障害者理解啓発についてということで取組がなされている内容については、障害福祉課さんで取り組まれているものという認識でよろしいでしょうか。

県の方で取り組んでいる内容ということで、おっしゃっておりますけども、今回障害福祉課さん以外に委員としていろんな方参加しております、私が思っている範囲の中でも県民協働課さんがされているUD出前講座であったり、人権・同和対策課さんも人権の視点から障害のことの理解について取り組んでおられますけども、ちょっとそちらの方ともお話しさせていただいたこともあるんですけども、今回最後に条例の改正ということについては、佐賀県で行われるすべての分野での障害に関する取組に係ることだと思いますので、今回御紹介

されただけではなく、いろんな課で取り組まれている障害に対する理解につながるような活動を踏まえたような動きにつながっていくように、今回の条例の改正もそうですし、合理的配慮の事例の話も含めてぜひ進めていただくようお願いできればと思って発言させていただきました。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございました。

おっしゃられたとおり、県それから各団体さん、いろんなところで理解に関します取組をしておりますので、今回すみません、私ども障害福祉課の取組の紹介という形になってしまいましたけども、次の協議会また10月に今後の進め方のところにもありますけども、そこでいろんな取組をあわせて紹介させていただければと思います。

あわせまして、そういった動きも踏まえたうえで条例の改正ということをきちんと頭において進めていきたいと思っています。

(議長)

先ほどの説明のスライドの12から13ページあたりには啓発活動の取組について、書いていただいているのですが、障害者差別解消法の認知度が30%前

後で変わっていないというのは、ちょっと低いかと思います。啓発活動ということで、今回は出前講座と出前カタリバ、県の課外授業の3つを説明していただきましたが、この出前講座はどなたが講座を担当されているのでしょうか。県職員の方でしょうか。

(事務局)

県にあります相談業務を請け負っています職員が出前講座で出向いて講座をしております。

(議長)

その多くは小中高等学校のような学校で行うと書かれておりますが、この12ページの課外授業も学校の生徒さんたちが対象になっているわけですから、この課外授業は県の職員の方ではなくて当事者の方や支援の方が授業されるのでしょうか。

(事務局)

そうです。学校に出向いて説明するのを課外授業としてしておりますが、学校の先生等からの希望にそって、車椅子とかの体験をメインでやっていただきたい、ス

ポーツ選手とか記録を残しているような選手のお話を聞かせてあげたいとか、
そういった希望に応じて、団体の方であったり、スライドで示しておりますが、
パラリンピックのメダリストの方などを講師としてお願いしております。

(議長)

この課外授業に関しては、実績・回数については書かれていないですが、どなたがアレンジやコーディネートをされているのでしょうか。

(事務局)

コーディネートをしているのは、県で設置している相談員、出前講座をしている職員がコーディネートしております。

(議長)

これは学校の方から希望するのでしょうか。

それとも県の方で、1年間のプログラムを作っているのでしょうか。

(事務局)

毎年、県の方から学校に御案内を差し上げておりまして、出前講座と課外授業

はこういったことがありますという、ある程度メニューはお示ししておりますが、その中から学校の御希望で障害福祉課に御連絡をいただくようお願いしている形となっております。

(議長)

はい、ありがとうございました。

私からは以上になります。

他にどうぞ。手を挙げられている方にマイクをお願いします。

(B 委員)

今、A 委員から質問がありましたのに加えて、私たちが関わるのは、災害だったり、災害支援だったり、就労支援だったり、さまざまなところと関わるので、佐賀県は縦割りというところでもあるかもしれないけども、よければ横串でも考えていただきたいというところが一つお願いでございます。

それから県がこういうふうな取組をするということは、市町も今後こういうふうな取組をしていくと思うので、そういうところにも拡大できるように、県がお手本を見せていただければありがたいです。よろしく申し上げます。以上です。

(事務局)

貴重な意見ありがとうございました。

おっしゃられるとおり、横串ということでしっかりと考えていきたいと思
います。また市町とも連携を取っていきたいと考えております。よろしくお願
い
します。

(議長)

はい、ありがとうございます。それではマイクを横の委員さんをお願いします。

(C 委員)

二つほどお尋ねになりますけども、条例が制定されてから、これまで義務違反
とか努力義務をやらなかった事案はどのくらいあるのでしょうか。それともう
ひとつ、この改正の中で、必要な体制の整備という、前からある文言だと思
うん
ですが、前回の制定の時に、他県さんではこういう紛争が生じたときに調停の期
間を設けるという条例の中に組み込んだところもあったと思うんですけど、条
例に入れるかどうかは別として、今後そういう取組の予定はあるのでしょうか。

(事務局)

はい、ありがとうございます。

まず一つ目の義務違反・取組違反の件数ということですが、そういった形で公表されている実績はありません。件数なしでございます。一応そういったことが確認された場合、指導・観察等を行ったうえで、それに従わなかった場合は公表するという流れになっておりますが、現時点でそういった形の処置をされた実績はないということです。

(C 委員)

事案はあっても公表するような案件はなかったということですね。

(事務局)

障害をお持ちの方から、相談という形で、これは差別に当たるんじゃないか、合理的配慮の提供の義務違反じゃないか、という相談は受けたことはあるのですが、公表するというのは非常にレベルが高い、厳しいものになっておりまして、相談して県や市町の職員が実際に間に入ったりしまして、お互いに納得のいく、理解の得られるような結論が導かれた場合には、そこまで違反という扱いにはならず、今後はそういった視点できちんと向き合ってくださいねといったところで、口頭で職員が間に入ってお示しはするんですけども、この公表に至るも

のについては、虚偽の報告をしたり、何度も繰り返して改善の余地がみられないとか、そういった程度の重いケースに関しましては対象となりますので、そういった事例は全国でも今のところないというふうに確認できております。

(議長)

はい、この協議会の委員さんにはいろいろな障害を持っておられる方に関わる当事者の方、あるいはその関係団体の方もいらっしゃいますし、それを支援しておられる方もいらっしゃいますけども、今の発言は差別解消法の法律に基づいて、いろいろな斡旋が必要な事例はなかったということですね。

しかし、そういう事案について、こういう課題があるのだとお気づきの方があれば御発言いただければと思いますいかがでしょうか。

(事務局)

その前に先ほどの C 委員の後半のご質問で、調停を起こすとかその辺はどう検討されているかという御質問だったかと思いますが、現時点でそこまでを想定して条例を改正するというのは考えておりませんが、個別に今後事業所に対して義務化されたことで、そういった相談事例も多くなってくると想定しておりますし、その中でそういった調停までに発展するような事例があれば、個別の

事案として対応させていただくつもりでおります。ただ条例の中で、その規定として、調停を起こす時の手続きとかそういった規定は現時点では考えておりません。

それでは先ほどお手を挙げていただいた方、もう1回お手を挙げていただけますでしょうか。

(D 委員)

障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例の制定の前に、委員会がありまして、差別とはこういうものですよとか、合理的配慮とはこういうものですよと。今日のことをいいますと、例えば委員の方が、マイクが握りにくいから、県の職員さんがマイクを握ってあげるとか、手の不自由な方がいらっしゃるなら、マイクを持ってあげるとかそういったことが合理的配慮じゃないかなと思います。

私、有田の方に住んでおりますけども、事務所の方に電話があったりしまして、例えば有田にはデマンドタクシーとかコミュニティバスが運行されております。これは障害所の方には大変助かるんですけども、そのコミュニティバスの方で、ある障害を持たれている方が、押し車を持ってバスに乗るときは後ろから乗るため、スムーズに乗られるのですが、降りるときには運転手さんの横の階段のと

ころ降りていかななくてはいけないので、押し車を持っているので困ったなと思って、運転手さんの顔を見て、ちょっとどうにかしてくれないかという態度を示したところ、何の反応もなかったとのことでした。たまたま一緒に乗ってあったお客さんが、私が先に手押し車を外に出して、手を引きますから一緒におりましよう、ということがあったとのことでした。

それからデマンドタクシーについては、病院に行って診察を受ける間、タクシーの方が待っている。それで本人さんの希望を言えば、診察が終わって、処方箋が出て、お金を払う間に、タクシーの運転手さんなり、事務員さんが処方箋を道を隔てたぐらいですから、薬局まで取りに行ってきたらというようにすることをしていただければ、タクシーの待ち時間もそこまでかからないというようなことを言われたので、医師会の会長さんが私のたまたまかかりつけ病院の先生だったので、そういうような要望があったのでどうにかできませんかという、いやそれはということで、例を挙げますと、人工透析の患者さんで有田の方は伊万里市にしか透析の病院がないため、伊万里市に通っているが、病院からは自家用車で来てはいけませんと言われるから、交通機関を利用してでは不便であるため、やっぱりタクシーを使わなくてはならないというようなことで、費用的なこともあるので、できたら送迎をしてもらえないだろうかという話がありましたよという相談をしたら、さっそく医師会の方に話をさせていただいて、家の前ま

では来れないかもしれないが、同じ町内に3人ぐらいいらっしゃれば、その中心
的なところに迎えの車を運びますというようなことまでしていただいて、あわ
せて、人工透析以外の患者さんについても、病院のほうで送迎をするような仕組
みを考えましょうということで、今有田の場合は3病院ぐらいが、事前に予約を
しておけば、病院の送迎を受けられるというようなことが決まりました。

そのためやっぱりさきほどのデマンドタクシーやコミュニティバスも、年に
1回町長と意見交換会ということで話をするんですけども、その時にその話を
したら、バス会社・タクシー会社をお願いしているから、バス会社とかタクシー
会社がしっかりしてくれないと、うちからは何も言えませんいうふうな返事で
した。そのあたりちょっと勘違いしてあるんじゃないかなと気がしたものです
から、このことを皆さんにどうかなということで、お話をしました。

(議長)

はい、では事務局から今の御意見に対するコメントないでしょうか。

(事務局)

貴重なお話ありがとうございます。

たしかに我々今日こういう形で協議会をさせていただいた中でも、我々自身が

しっかりもう一回考え直さないといけないところ、認識をし直さなくてはいけないところがあるのだなというところを、今お話を聞いて思ったところがございます。まさにそういったいろんな気づきを皆さんからあげていただいて、よりよい社会のため、この条例という決め事だけではなく、実際の取組に反映させていかななくてはならないということを、今、改めて肝に銘じたところでございます。

ぜひ皆さんからもいろんな事例を踏まえてお話を聞かせていただけたらと思います。先ほど私の方からも説明させていただいて、申し上げましたけども、公表とか訴訟とかいうような事例はなかったんですけども、先ほど D 委員からもありましたとおり、いろんなこういうようなことが行政の取組の中でもあって、こういったものは障害の差別に当たるんじゃないかとか、という意見や御指摘というのはあっております。例えば、県の取組の中で県の職員の対応とかが該当するのではないかという事案が起きた場合の相談先としましては、私どもの県障害福祉課、県の職員の対応となりますので、県の人事課そういったところが相談窓口となっております。これは各市町のほうでも同じようにそれぞれ相談窓口がありますので、そういったところにいろんなお声をあげていただきまして、一つ一つの事例を参考に、教訓にしながら我々の活動に生かしていきたいと思っております。ありがとうございます。

(議長)

はい、それでは次の方にマイクをお願いいたします。

(E 委員)

障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例は5年前に施行されました。当事者としていろいろな協議会に参加しました。9月26日に可決しました。それでスタートしたのですが、私は嬉しかったです。5年間ずっとこの協議会がなかったのはなぜなのでしょう。簡単な会議も全然なかったのは何でなのでしょう。不思議に思っております。期待される効果という言葉が書いてありますが、本当に効果はあるのでしょうか。それが私は不思議に思っております。様々な障害がたくさんありますが、いろいろな積み重ねや努力があります。私はろう者として、民間放送テレビを見ていると楽しそうな状況が見えます。聞こえる人は見て楽しいと思っているでしょうが、私は聞こえないので全く分かりません。例えばNHK佐賀局は字幕がありません。NHKには字幕がありますが、NHK佐賀局には字幕はありません。かちかちテレビも字幕はありません。以前から何度か言ったのですが、観ても面白くありません。差別解消の意味がわかりません。2つ目はハローワークについてですが、障害者を雇用する率が佐賀はトップです。障害者はスムーズに雇用されているのですが、ろ

う者は要望しても断られてしまいます。それがたくさんあります。電話ができないという理由からです。手話でコミュニケーションができないので、断られます。合理的配慮が欠けているのではないかと考えております。ハローワークに電話すると、ろう者が面談をしたいというと企業からは断られてしまいます。そういう格差があるのではないかと考えております。それについて聞きたいです。3つ目は、健常者の場合は音声言語で交流をします。車椅子の人でも音声言語ができます。視覚障害者でも、音声言語で伝わります。手話言語というのは、外されたような感じですか。皆さんの頭のなかに入れてもらいたいと思います。

(議長)

はい、では事務局から今の御意見のコメントをお願いします。

(事務局)

ありがとうございます。いくつか御質問・御指摘いただきました。一つ目に、この協議会、条例制定を平成30年に行って、それ以降開催しなかったのはなぜかという御指摘についてですが、途中当然コロナなどがあって、参集での開催ができなかったというのものもあるかと思えますけども、私自身もこの協議会は大変重要な協議会だと思っております。それが平成30年度に開催して以降、間が空

いたということは、コロナも含めて、いろんな理由があったとしても、何らかの形で情報共有をすべきだったということは真摯に反省をしたいと思います。そういうことも含めまして、今回皆さんのほうにお集まりをいただき、多数の方々に御出席をいただき、今回実は協議会の設置要綱も改正させていただいたり、また新たに協議会の会長・副会長に御就任いただきました、両委員の方にも御相談をさせていただきながら、この会自体もより充実したものにしたということで今回開催させていただきました。空白の期間があったことについては、率直にお詫び申し上げます。しっかりとこの後、これから皆さん方と、しっかりと情報共有・意見交換をしながら、前に進めていければと思いますので、改めてよろしくお願いいたします。

それから2つ目に、条例改正の期待される効果ということについてございました。たしかにここに書いてあるだけではなく、ここでしっかり効果があるものにしていかなくてはいけないというところが真に問われるところだと思いますので、まずはきちんと規定等整理したうえで、しっかりとそれを実現していくための取組というものを県のみならず、この協議会、そして県民のみなさん一人ひとりにしっかりと共感していただき、この共生社会というところの実現に向けて、一緒に取り組んでいきたいと思っております。そのための取組というものも私どももしっかりとやっていきたいと思っております。しっかりと効果が表

れるように取り組んでいきたいと思っております。

それから、ニュースの字幕等の話がございました。これにつきましては、御承知のとおり情報アクセシビリティの法律等の整備もされております。しっかりと障害のある方につきましても、同じタイミングで同じ情報をしっかり理解できるように、情報共有できるように整備をされている法律でございます。ただ一方で、先ほど御指摘もありましたとおり、ニュースすべてで字幕がついているのか、それから御指摘いただいております、例えば知事の定例会見等での手話というのは会場の方ではしっかりと手話の方も同時に対応いただいておりますけれども、ニュースの中でもぜひ手話の映像というものをしっかりと取り上げていただくように、これは放送各局の方にも私どもこれまでもお願い・相談を行っておりますけれども、改めてまたその点につきましても御協力・御理解をいただけるように働きかけていきたいと思っております。

それからハローワークに関しましてですけれども、今日は労働局の方が、委員にはなっただいただいておりますけれども、本日は御都合により欠席ということで伺っております。改めましてこの障害者雇用において、促進等につきましては、委員でもあられます労働局の方にも一緒に取り組んでいただけるように私ども事務局の方からもお話をつないでおきたいと思っております。

先ほど述べましたこととあわせましてになると思っておりますが、手話言語が外さ

れているような感じ、というような御意見をいただきました。この件につきましては、先ほど申し上げました報道関係の方にも、しっかりと手話言語というものの言語としてのご理解をいただいたうえで、そういったことが皆様にしっかりと認識をいただけるような取組も行ってまいりたいと考えております。すみません、答えが重複したような感じになり、申し訳ありませんけども、今、御質問等いただいた件につきましては、以上のような形でよろしいでしょうか。

(E 委員)

ありがとうございました。

(議長)

はい、4番目の条例改正案も含めて、質疑・議論をさらに進めてまいりたいと思います。何かありますでしょうか。お手を挙げていただいております。マイクをお願いします。

(F 委員)

重ねての質問になるかもしれませんが、6ページの資料の変更ポイントの、主務大臣の所管する事業分野ごとの相談窓口というのが書いてあります。先

ほどの説明で県においては障害福祉課と人事課とおっしゃいましたけども、各市町についても、障害福祉課と人事課ということでよいのかどうか確認させていただきたいと思います。

それと先ほど B 委員からもお話がありましたけども、事例の収集・制定を今後していただくということで、また県のほうでガイドラインを作成いただくという素晴らしい取組だと思いますが、これについては積み重ねていくということではいろいろな事例が出てきて、民間の方々のいろいろな事例を足していくということかなと思っておりますが、そういうことで理解していいのかどうか、県だけではなく、市町でも足していただけるのか、その点確認させてください。よろしく申し上げます。

(議長)

はい、それでは事務局から申し上げます。

(事務局)

私からは、県と同じように市町にも相談窓口があるか、県でいうと障害福祉課と人事課ですけども、市町にも同じように相談窓口が設置されているのかという御確認だったかと思いますが、市町において人事課と障害福祉担当課の両方

のところと、人事課だけのところと、障害福祉担当だけのところと、それぞれあるにはあるんですけども、県内20市町いずれも相談窓口というのは市役所なり町役場に設置はされておりますので、何かお困りごとがあった場合は、相談窓口、職員対応について御相談いただければと思います。

(事務局)

それから資料6ページのところの、主務大臣の所管する事業分野ごとの相談窓口とございます。これにつきましては、3月に閣議決定されたことになっております。これを受けまして、今後、改正後の基本方針に基づいて、各省庁で取組のガイドライン、こういったものの見直しをされるようになっております。そして先ほども申しました内閣府の方からこれを受けまして、各事業分野ごとに相談窓口の明確化を働きかけるということになっております。タイミングがいつになるか私どもの方でまだ分かっておりませんが、働きかけたうえで、各省庁においてそれぞれ対応していくということになっております。今後の動きということになると思います。

以上の回答でよろしいでしょうか。

(議長)

はい、よろしいでしょうか。もう一人横の委員さんをお願いします。

(G 委員)

9 ページのところになります。

障害者の権利擁護に関する最近の動きということで、障害者権利条約の総括所見に評価された点もありますが改善勧告もあるということで、そのことについては書かれてありますけども、障害者差別の解消の推進というところにつながると思っております。その改善勧告の中で、地域移行、精神科病院の強制入院、やっぱり自立した生活を送ることとか、地域がちゃんと支える、住みこんでくれる地域を作るといふことか、インクルーシブ教育というのは、やはり教育の中で子供たちが障害について勉強するというわけではなく、みんな同じだといふふうなところを心の底から思っていたかといふ、そういうふうなところでものすごく大切なことだと思っておりますけれども、今それが問題になっているといふのは、制度であるとかシステムであるとか日本独自のいろんな在り方といふのがどこか違ってんじゃないですかといふことを、投げかけられていると思いますが、これは国の方に投げかけられていて、佐賀県としてはこの問題について、どういうふうに考えているのか。例えば、教育の特別支援教育等については、国も、おそらく、このまま特別支援教育は続けますとか、そのような話になってる

と思いますが、そのあたりを県民としてもひとつひとつ理解して、そしてその中でどうしていこうということが必要だろうと思いますので、今質問をしてこれはこうですという簡単な話ではないと思いますので、次回でも構いませんので、どのような取組をしているとか、どのようなことが壁になっているとか、佐賀県がこのようになったらいいなとか、そういったことについて考えてますよとか、実際に動いてますとかいうのがあれば、半年後でも構いませんので、教えていただけるといいなと思います。以上です。

(議長)

事務局から今コメントできる範囲でお願いします。

(事務局)

ありがとうございます。

たしかにこの限られた時間の中で議論をするというような内容ではないと思っております。この場でいくらか紹介できるような資料も用意できてませんので、次の時には御指摘いただいた点を踏まえていろんな情報共有・意見交換をできたらと思います。その点については、教育委員会さんも次に向けて御準備・御紹介いただくということでよろしいでしょうか。

そのような形で進めさせていただきます。ありがとうございます。

(議長)

改善勧告の1点目の地域意向が進んでいないという問題でございますけれども、これは精神障害や知的障害を持っている方が施設あるいは病院に長期に滞在しているという現実が日本にはありますけれども、それを地域で生活をできるように支援していくという制度になると、例えばグループホームを作るとか、いろいろなことが必要になってくると思いますけれども、私、大阪でこういう審議会に参加させていただいたときに、グループホームを作るときに住民から反対して進まないというような事案がございました。これは事業者による合理的配慮の問題とは違うと思いますが、地域・コミュニティにおける差別、障害を持っている方が自由に住めないというようなことになれば、これは一種の差別だと思いますが、そういう事案は佐賀にはないでしょうか。どなたか御発言があれば、あるいは事務局から何かコメントがあればお願いします。お手を挙げられている方どうぞ。

(H委員)

先ほどの透析患者の通院にかかる問題が提起されてましたけれども、それまで

すけども、いま透析患者の高齢化が問題になっておりまして、独居の方がすごく多いです。通院そのものが、若いころは運転していたけれども、それができないので、当然病院まで行くのが難しくなっているから、コミュニティバスとかそういうのがあればいいですけども、透析の時間は決まっていますから、その時間までにいかなくてもはいけないという約束がありますし、施設に入りたいと思っても、ほとんどの施設は透析患者除くとなっております。これは透析患者に限らず、いろいろな障害を持っていらっしゃる方、お持ちの方は除くとなっている施設も多いと思います。そういったところに独居の方が入居できてそこで暮らせれば、施設の方が病院まで送り迎えをしてくださるといような、運よく入られればそういうふうになっているみたいですが、多くの施設は透析患者は受け入れないというようになっているために、困っている患者さんたちが佐賀県だけではなく全国的にも問題になっており、私どももこういう問題を無くしていこう、どうすればこの問題を解決していけるだろうか、というのを考えておりますけども、こういう県の機会があるならばぜひ考えてほしいなと思います。独居の方がお家の方に送り迎えをしていただけないということで、タクシーを使用されます。障害の方の割引もありますが、それでも1割のため、週に3回病院に行かなければならないとすると、月のタクシー代が8万円にもなる、といったようなケースもあるというのが、私たちのアンケートで出てきております。ですから

その辺を御考慮いただいて、これは一種の差別だと思います。ほかの人たちは自分の足で、自力で行けるのに、独居の高齢の透析患者は、入院できないし、施設には入れないというのは、本当に私たちは自分のことのようにみんな深刻に考えております。こういう障害者差別をなくそうというようなこういう機会ですので、ぜひ考えていただいて、今すぐどうのこうのというわけではないですが、私自身も考えていきますが、県でもぜひ考えていただきたい問題だと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

(議長)

はい、透析を受けている障害を持っていらっしゃる方への医療の保証や通院の支援についての御指摘でした。こういった議論をしているといくつか課題出てきますが、精神障害の方の地域の受け入れの問題や、施設の摩擦と呼ばれる現象があると思います。ほかに御意見等ないでしょうか。はい、お手を挙げていただいております。

(I 委員)

私から質問と、あと質問に対しての意見を申し上げられればと思います。

まず質問ですけれども、啓発活動ですが、これは御紹介いただいたのは学校に

出向いて出前授業をされるということですが、出前授業など啓発事業の対象とされる機関というのはどのあたりを想定されているのでしょうか。

(事務局)

対象機関というのは学校ということでしょうか。

(I 委員)

いろんな機関があると思いますが、今回事業者も義務化されたということで広がっていくのかなと思ってお尋ねしました。

(事務局)

課外授業なので学校だけを言っておりますが、出前講座として別に、今でも企業さんとか個別で回っておりますし、これまでも佐賀銀行さんとか警察学校さんなど毎年御依頼いただいているところとか、それ以外にも単発でお問い合わせいただいて、それでしたらこういう出前講座もできますよというような御案内をさせていただいて、出前講座につながるようなケースもございますので、個別の相談事例から出前講座につなげるといったようなこともございます。

今後、事業者の皆様これまで努力義務だったものが、義務化されるというこ

とを踏まえまして、より一層県内全域に働きを行っていきたいと考えているところでございます。

(I 委員)

ありがとうございます。

それですが、私相談を受けたことがありまして、対応が差別的発言じゃないかとか差別的な扱いじゃないかとか、法的にどうにか、という御相談を受けるんですけども、その相談を受けて法的に対応するとなると損害賠償請求になります。しかしそれをしたからといって解決になるかというところ、調停をしても訴訟をしてもやっぱり反論があります。そこでまた二次被害というのの可能性が出てくると思います。そうすると、賠償は慰謝料のようなものになってしまって、金額も精神的苦痛に見合うものになるかというところ、どうかと思うところもあります。そうすると訴訟で争うよりは、事前にそういうことがないように取り組んでいただくということが重要になってくるのかと思います。それで啓発活動ですけども、出前授業で事業者の方についていうのもいいんですが、行政機関の方の、相談窓口の担当の方の言動についても相談を受けることがあります。なので外のことばかりではなく、内部に対しても、啓発活動・研修などを充実していただければいいのかなと思います。私の意見です。

(事務局)

ありがとうございます。

先ほども申し上げました、行政にもそれぞれの窓口を持っているわけですが、行政の対応する窓口の職員、それからそもそも行政サービスやいろいろな事業を行っていくうえでの基本的なこととして、障害者差別解消があると思いますので、そこはしっかりと研修というのもしっかりと取り組んでまいります。よろしくお願ひします。

(議長)

はい、とても重要な御指摘をありがとうございます。

それでは4番目の条例改正案について、この協議会としての議決、意思を明確にするということが求められておりますので、そこに入っていきたいと思ひます。

まず条例改正案に関して、質問・御意見等ないでしょうか。

国が今回行った法改正に基づいて、それに関する文言の修正を2か所行うという案でございます。

あと、国が今回の差別解消の法律改正を行ったところがアンダーラインがつ

いてるところです。このアンダーラインが条例の改正にうまく反映されているか、県としてこの条例改正でこれからの差別解消の施策を展開できるかなど、そういう観点でいかがでしょうか。

なにか御意見ないでしょうか。はい、お手を挙げていただいております。

(J 委員)

先ほど G 委員も言われましたが、9 ページで、権利擁護に関する最近の動きというところの紹介の中で、新聞でも出てましたが、改善するということですね、それに向けてということで佐賀県の先ほど言われたとおりなんですけれども、是非ですね前回の条例案を作るときも、教育の観点には何も触れなかったというか、地域コミュニティの一つとして教育も一緒だろうというような扱い方をしたと、最初の平成 30 年の条例の時にはそうしてしたんじゃないかなと思います。

今回またこういう勧告というのがあって、これがこのまま条例に反映されるとか簡単な話ではないと思いますが、先ほど言われたように県の姿勢・考え方、県の教育行政の考え方とか、こんな学校になったらいいとか、自分のわが子が小さい時からずっと地域で過ごして、こういった教育を受けられたらいいとか、そういったことが考えられるような方針といいますか、県の考え方を明るい

考え方で示していただきたいという思いがあります。ぜひよろしくお願ひします。

(議長)

今の御意見は先ほども議論にあがりましたインクルーシブ教育ということでしょうか。

それから地域における障害をもった方との共生といいますか、地域コミュニティのあり方をよくしていくという御意見ですね。御意見としてお伺いしたいと思います。この条例改正そのものについては特によろしいでしょうか。

ほかに何か御意見はいかがでしょうか。はい、お手を挙げていただいております。マイクをお願いします。

(B 委員)

条例の改正のところですが、しなければならぬというところが行わなければならないになっており、障害者差別解消法の第8条のところですが、結構厳しめに書いてあるんです。そういうところはいいのかなと思いますが、障害者のあはる方は今まで様々なところで苦勞されてきたんだらうと思います。なのでこういったところでいろんな意見が出るということはすごく有り難いことだと思ひ

ますし、有り難く今までのお話を聞いておりました。

実は私たち、やっとこの条例改正で義務化されたというのはすごく嬉しく思っております。私たちは、この差別解消法の委員なので、これに対して責任がありますし、私たち自身が差別解消法に関して、様々な動きを展開していかなければならない。県だけで行うのは難しいからこそ、私たちが一委員としてこういうところに参加させていただいて、5年後10年後、5年前10年前には考えられなかったようなことがやっと今ここにきてできているということをしっかり噛みしめながら、この先の5年後10年後私たちがこういう委員になって10年後先の地域のコミュニティのあり方がどう変わっているのか、そこに私たちも一員として責任があるなと考えているところです。なので少し厳しめの行わなければならないということについて私は賛成です。よろしく申し上げます。

(議長)

ありがとうございます。

こうやって努力義務が義務とされたことを踏まえて、みんなで佐賀県の現状を変えていこうという御発言だったかと思います。ほかに何か御意見ないでしょうか。

なければ議決ということで決をとりたいと思います。

すみません、お手を挙げていただいております。どうぞ。

(K 委員)

去年、家族の団体の活動として、とりあえず小城地区の民生委員さんとか区長さんの集まりに出向いて、社協の方とか市役所の職員さんも一緒に出られて、体験発表とか精神の啓発活動を行って、問題なく小城地区については終了したところで、先ほど B 委員も言われたように、私たち当事者家族、団体自身についても努力するところは一生懸命しながら、やっぱり行政の方とも支えあいながら、もっともっとよくなっていけばいいなと思っております。よろしく願います。

(議長)

ありがとうございました。

当事者の方の社会への発信というのはとても重要だと思います。こういう差別を解消していくというのは、行政とあわせて個々の協議会の委員全員で努力していきたいと思えます。

はい、お手を挙げられてますので、マイクをお願いします。

(G 委員)

この改正のことで、右側の第6条の2項についてですが、適正で合理的なものとして行わなければならないというのは、左側でいうところの社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないからきているというところで、合理的な配慮をしなければならないことを適正で合理的なものとして行わなければならないという意味なんでしょうか。ここの表現の仕方がずっと入ってこないというのと、その下の右側第10条の育成や確保というのは「及び」と「や」で何か変わるのでしょうか。何も変わらないということでしたら、問題ないかと思います。この2つについてお願いします。

(議長)

この法律改正に伴って、条例を改正するこの2か所、赤い部分の前後の文言のニュアンスについてでした。

(事務局)

すみません、今御質問いただいた2点について、まず1点目条例でいう第6条の事業者の役割についてですが、第2項の法律第8条第2項に定める取組の取組が何を指すのかというところだと思います。これは合理的配慮の提供という

具体的な個々の取組がございますので、その取組を適正で合理的なものとして行わなければならないという文言の修正案としております。

もう一か所は、次のページにございますが、条例第10条の方の改正について御意見伺いましたが、第10条相談や紛争の防止などのための体制の整備に追加している文言、人材の育成や確保のための措置その他のという言葉で「及び」を「や」に置き換えているところが、何か意図があるのかということですが、条例の言葉を最初の制定の時にあまり堅い表現を避けて、県民の皆さんに分かりやすく伝わりやすい言葉というのを、当初の制定の思いとして皆さんの中であって、あんまり堅苦しくて役所のような言葉を避けようというところがありましたので、「及び」とか「または」とか「並びに」とか、法律上では言葉としてはよく使うんですけども、そういった表現は避けたほうがよいかと思ひまして、事務局の修正案といたしましては、言葉を置き換えた次第でございます。表現として、別の表現がいいのではという御指摘があればその表現に変えたほうがいいと思ひますので、御意見いただければと思ひます。以上のような回答でよいでしょうか。

(議長)

いかがでしょうか。

(G 委員)

第 8 条第 2 項に定める取組を合理的なものとしてやってくださいという意味合いですよね。

そして「及び」「や」については特に問題ありません。

(議長)

文言の具体的な修正の御意見ではないでしょうか。この赤の文言でよろしいですか。

(G 委員)

はじめの部分は読み方がどう捉えていいのか分からなかったもので、適正で合理的なものとして、というところがあるのかいないのかというのは、思うところはありますが、やらないとだめなんですよ、ということをするときに、合理的にやりましょうねというよりは、強くやりましょうという書き方のほうがいいのではと私は思うところです。皆様のご意見で、個々の取組を適正で合理的なものとしてしてくださいというところで、特に何も違和感がないのであればいいのではないかなと思います。

(事務局)

今せっかく御意見いただきましたので、法律第8条第2項のほうで合理的なという表現が既に入っておりますので、後ろの条例のところは受けた言葉として、あえて適正で合理的なものとしてという文言が必要なのか、今回の改正とあわせてそこを削除してもいいのではないかという御意見だったかと思います。その点については決議の場で、挙手で決議させていただければと思いますが、そのような形でいかがでしょうか。

(議長)

先ほどのものが修正案ということであれば、文言を2つ並べてどちらにするかという決議をとったほうがよいと思いますが、今の話を聞くところ、合理的なものとして行わなければならないの、その前の取組が何を指すのかということだと思います。社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行う取組を指している、それか、取組というのは社会的障壁の除去の実施というところまでを取組と受け取るならば、それを実施するときに適正で合理的なものとして行わなければならないというふうに行くことになるのでしょうか。この取組をどういうふうにとるのかで、文章の書き方が2つ案が出てくるというこ

とだと思えます。もし合理的配慮をすることを取組とするのであれば、第 2 項に定める取組を適正に行わなければならないとも言えます。どちらにしましょうか。

(事務局)

今、議長がおっしゃっていただいたとおり、私どもの認識としましてはこの条例については今回の改正案であげているとおり、こういう規定になっておりますけども、今回の改正の内容と併せましてということで、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。私どもの認識としまして、この取組というのは法律 8 条の合理的な配慮というところまでが取組だと思っております。合理的配慮ということで、いくつか事例対応方針の中でも示されております。そういった合理的な配慮、これをという形になりますので、たしかに御指摘がありましたとおり後ろの合理的なというところは必ずしも記載の必要がないという御意見もごもっともだと思えますので、ぜひ改めて皆さんの御意見をいただければと思います。

(議長)

はい、では皆さんの御意見をお伺いします。

今お二人手を挙げていただいております。

(L 委員)

今のところなんですけども、第6条の第2項の法律(平成25年法律第65号)第8条第2項なんですけども、条例につきましては県民の皆様に分かりやすくということとして、そもそも第8条第2項に定めるということだと、これは実際に県民が障害者差別解消法を見て理解するということをございましょうか。法律を見なくても分かるような文言のほうがいいのではないのでしょうか。

(事務局)

はい、ありがとうございます。

たしかに基本的な考え方として、私ども是非これは県民の皆さんに分かりやすいようにという趣旨で条例をいろいろ規定させて、公布させていただいているなかで、一方でこういった法律の引用ですとか、条文の意味だけを書いているということは、たしかに御指摘のとおりだと思います。このあたりも場合によっては法律第8条の内容を分かりやすく、条例の中に押し込むというのも一つの改正案ということで御意見いただきたいと思います。議決の中で御反応いただければと思います。

(I 委員)

その改正についてですが2個ありまして、取組というのがどちらかという御意見ありましたが、どちらにしても違う解釈が出てくるという可能性があるので、できれば今言われたような内容がいいのではないかと思います。引用するのであれば少なくとも、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないという同じ文言を繰り返すようなことは最低限必要なのかなと思いました。

(議長)

今お二人から御意見いただきましたが、それに基づいて事務局から何か個々の文言をこうしたほうが良いというのを、おまとめいただけないでしょうか。

(事務局)

この6条の2項のところの御指摘につきましては、今、皆様方からの御意見を踏まえまして、事務局の改正案といたしましては、法律の第8条第2項に定める取組というのを、条例の中に法律の条文を一部転記をするような形で、条例だけを見ても分かるような形で改正案を修正したいと思います。そのうえで後ろの方の合理的なという言葉については不要になるかと思しますので、そこは修正

して、最後には行わなければならないという形に見直しをさせていただくという案で、皆さんの議決をいただければと思います。

(議長)

議決になりますと、できればその文章を読んでいただければありがたいです。

(事務局)

そうしましたら、私どももきちんと確認をとりたいと思いますので、一度この部分の修正案を皆さんに郵送もしくはメールをさせていただいて、その修正案で決をとらせていただくということではいかがでしょうか。

(議長)

はい、では今日この条例の改正案について決をとると、賛成と反対の人数を確定するというところまで求められてましたけども、そのことについては事務局案を示して郵送による議決にしたいという御意見でしょうか。

(事務局)

はい、そのとおりです。

(議長)

そういうことでみなさんよろしいでしょうか。

はい、ではいろいろ意見を出していただいて、条例という県民の皆さんが分かりやすい言葉で、この事業者による合理的配慮の義務化を生かしていただくということで、事務局の文言の修正をお願いしたいと思います。

それでは以上を持ちまして、本日の協議会の議事すべて終了をいたしました。事務局の方にお返しします。

(事務局)

補足でございます。

この協議会としての、条例改正案ということでみなさんの方に御意見をいただいたうえで、最終的には途中 御説明で申しましたとおり、予定では9月の県議会に条例の改正案というのを提出したいと思っておりますので、そこで県議会の可決をもって改正ということになりますので、御理解いただければと思います。

(事務局)

はい、それでは議事進行ありがとうございました。

これで予定していた議事はすべて終了しました。

以上を持ちまして、佐賀県障害者差別解消支援地域協議会を閉会させていただきます。委員の皆様にも貴重なご意見をたくさんいただきまして本当にありがとうございました。次回は10月に開催予定ですので、どうぞよろしく願いいたします。本日は御多用の中御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

なお、議事について書面決議を実施した結果、賛成が41名、反対0名で、賛成多数のため、佐賀県障害者差別解消条例の改正案については可決となった。